

Ⅲ 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の概要 及び滝川市内における事業所の状況

1. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスには、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活が送れるよう、障がい者個々の多様な生活を支えるサービス体系として（１）訪問系サービス、（２）日中活動系サービス、（３）居住系サービスにそれぞれ分かれ支給決定されています。

（１）訪問系サービス

◆居宅介護

日常生活に支障のある心身障がい児者等の家庭を訪問し、入浴や食事等の介護、衣類の洗濯や住居等の清掃等の介護を行います。

●滝川市内の事業所	★滝川市社会福祉協議会
	★ジャパンケア滝川
	★のどか
	★のぞみ

◆同行援護

重度の視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

●滝川市内の事業所	★滝川市社会福祉協議会
	★のどか

◆行動援護

知的障がいまたは精神障がいのため行動が著しく困難な障がい者等で常時介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等の援助を行います。

●滝川市内の事業所	★滝川市社会福祉協議会
-----------	-------------

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常時介護の必要な方また行動上著しい障がいのある方に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護等や外出時における移動中の介護等総合的な援助を行います。

●滝川市内の事業所	★滝川市社会福祉協議会
	★ジャパンケア滝川
	★のどか

◆重度障がい者等包括支援

常時介護の必要な障がい者等で介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護その他の支援を包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

◆生活介護

常時介護を必要とする障がい者に日中、施設において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

●滝川市内の事業所	★滝川ほほえみ工房（定員：14人／日）
	★たんぽぽの家（定員：児童サービスを含め5人／日）

◆自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に必要な訓練を行います。

◆自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に必要な訓練を行います。

●滝川市内の事業所	★リアル（定員：10人／日）
	★こころ（定員：14人／日）

◆宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を目指している障がい者に、一定期間居住の場を提供し、食事や家事等自立生活に必要な訓練を行います。

◆就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

●滝川市内の事業所	★滝川ほほえみ工房（定員：6人／日）
	★こころ（定員：6人／日）

◆就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

◆就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

●滝川市内の事業所	★滝川ほほえみ工房（定員：40人／日）
	★若草友の会共同作業所（定員：20人／日）
	★滝川更生園（定員：30人／日）
	★滝川新生園（定員：20人／日）

◆療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護が必要な方に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。

◆短期入所

居宅で介護を行う方の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者に施設に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行

います。

(3) 居住系サービス

◆共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう相談や日常生活上の援助のほか入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

なお、平成26年度よりケアホームがグループホームに一元化されたことに伴い、生活支援員を配置し事業者自ら支援を行う「介護サービス包括型」と生活支援員の配置が不要で外部の居宅介護事業所に委託する等の「外部サービス利用型」に分かれています

●滝川市内の事業所（市内全体：81人）

事業所（定員）		4人	5人	6人	9人	10人
滝川ほほえみ会	男		2か所	2か所		
	女	1か所				1か所
こころ	男					1か所
	女				1か所	
滝川中央病院	男			1か所		
	女			1か所		
雨竜ことぶき会	男		2か所			
	女	1か所				

・グループホーム居住費助成

特定障害者特別給付費（補足給付）として、住民税非課税世帯または生活保護受給世帯の方が利用するグループホームの家賃を上限1万円まで助成します。

◆施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間に、入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

2. 障がい児通所支援

平成24年度から制度改正により、障害者自立支援法による「児童デイサービス」から児童福祉法による「児童発達支援」「放課後等デイサービス」等の障がい児通所支援に改正されました。

◆児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省で定める便宜を供与します。

●滝川市内の事業所	★こども発達支援センター（定員：放課後等デイを含め10人／日）
	★たんぽぽの家（定員：生活介護、放課後等デイを含め5人／日）

◆医療型児童発達支援

上記、児童発達支援のサービスのほか治療を提供します。

◆放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能

力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

●滝川市内の事業所	★こども発達支援センター（定員：児童発達支援を含め10人／日）
	★たんぼぼの家（定員：生活介護、児童発達支援を含め5人／日）
	★リアル（定員：10人／日）
	★ピーす（定員：10人／日）

◆保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児等が保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する。保育所、幼稚園、小学校等集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を供与します。

3. 計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

サービスの支給決定や継続のための計画を作成したり、地域での生活に移行するための準備や移行した後のサポートを行います。

◆計画相談支援・障害児相談支援

相談支援事業所の相談支援専門員がご本人やご家族の方の意向や希望の聴き取り調査を実施し、障がいのある方個々の総合的な支援方針や障がいのある方にとって最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、個々の生活の目標を達成できるように、サービス等利用計画を作成いたします。その他、日常の一般相談にも対応しています。

●滝川市内における 指定特定相談支援事業所の状況	★ほほえみプラザ	（対象：者・児童）
	★リアル	（対象：者・児童）
	★あおば	（対象：者）
	★社協・すてっぷ	（対象：者・児童）
	★こども発達支援センター	（対象：児童）
	★こころ	（対象：者・児童）

◆地域相談支援

ア 地域移行支援

障害者支援施設や病院、また新たに保護施設や矯正施設に長期間入所等をしていた障がい者に、地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。

イ 地域定着支援

居家で一人暮らしをしている障がい者に、夜間を含む緊急時の連絡や相談等のサポートを行います。

●市内における 相談支援事業所	★ほほえみプラザ	（対象：地域移行・地域定着）
●市近郊における 相談支援事業所	★砂川市・ぽぼろ	（対象：者・児童・地域移行・地域定着）
	★新十津川町・虹	（対象：者・児童）
	★赤平市・そうだんのていく	（対象：者・児童）

4. 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支えるために市が主体となって取り組む事業です。

<必須事業>

◇理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業で、教室やイベント等開催する中で取り組んでいきます。

◇自発的活動支援事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業で、災害対策や孤立防止活動ボランティア活動等、障がい者団体や各種団体と連携を図りながら取り組んでいきます。

◇相談支援事業

地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について、その保護者または介護を行う方からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて障がい福祉サービスの利用支援のほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、また、障がい者の権利擁護のために必要な援助、相談支援を行います。

合わせて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門職員を配置し、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業並びに身体・知的・精神障がい者の相談業務を総合的に行う相談支援を推し進める基幹相談支援センターの強化を図ります。

◇成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と思われる知的障がい者または精神障がい者に対し、経費の補助を受けなければ利用が困難と認められる場合に、申立費用及び後見人の報酬を助成します。

◇成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで障がい者の権利擁護を図ります。

◇意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話奉仕員（通訳者）の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、要約筆記者等の派遣については、ニーズを把握する中で検討していきます。

◇日常生活用具給付事業

障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付により、日常生活の便宜を図ります。

◇手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、研修事業を開催する中で手話奉仕員の養成を図ります。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等が円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。

◇地域活動支援センター事業

通所する障がい者に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行います。

＜任意事業＞

◇訪問入浴サービス事業

在宅生活を送る身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。

◇日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保、提供し、家族の就労支援及び家族の一時的な休息を支援します。

◇その他 社会参加支援事業

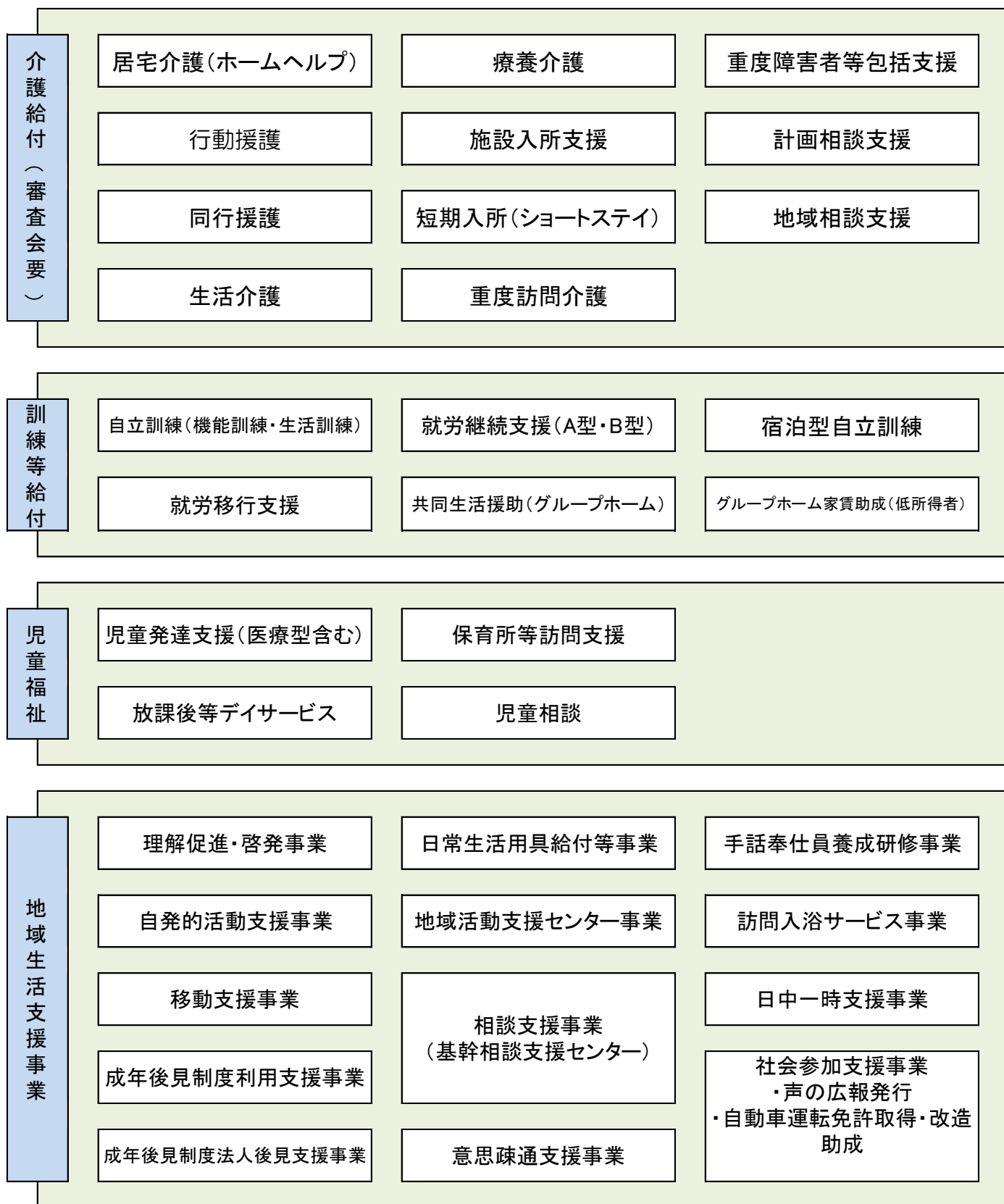
ア 声の広報発行事業

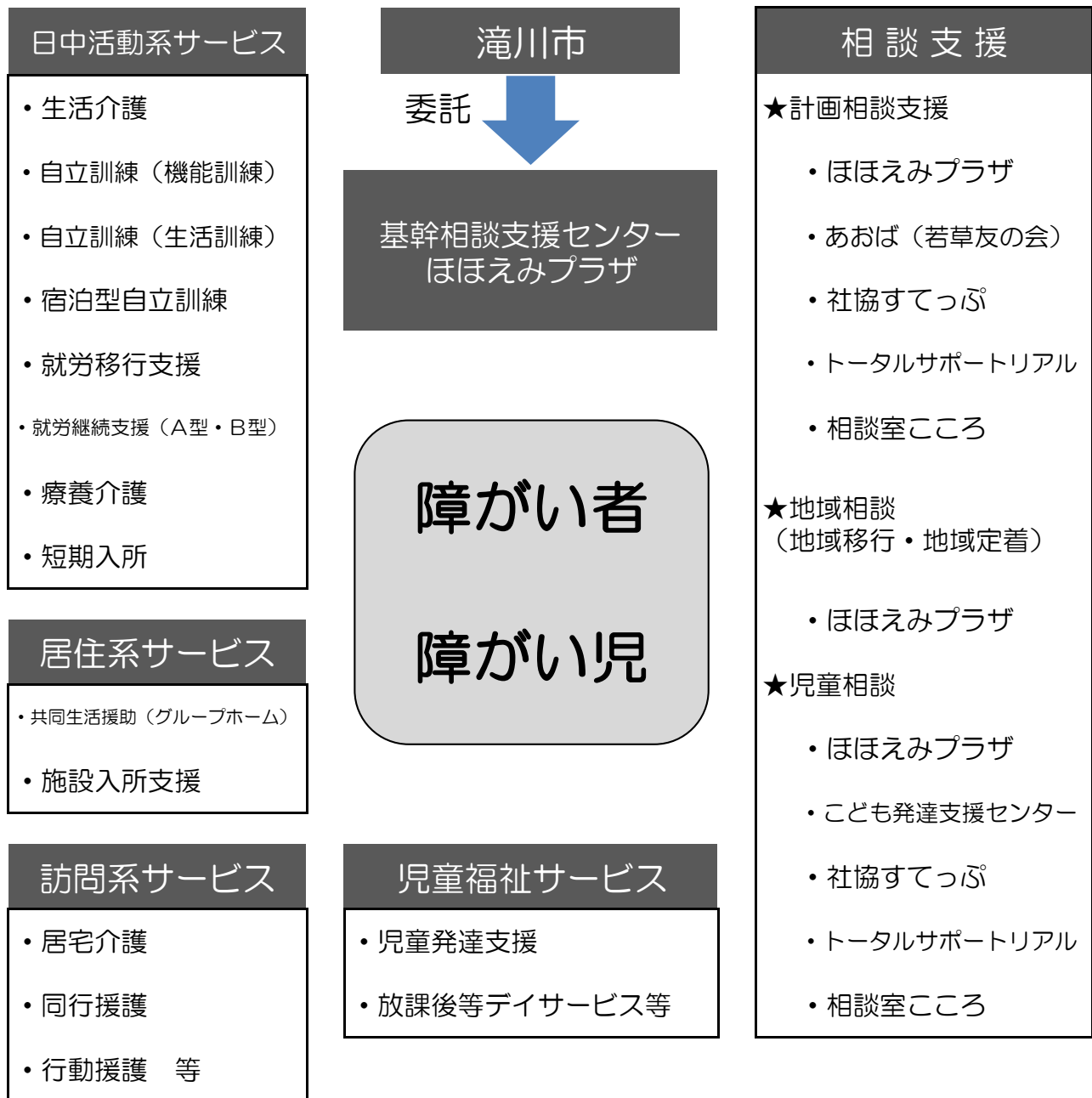
文字による情報入手が困難な障がい者のために、障がい者にわかりやすい方法により、地方自治体等の広報や地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

イ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体に障がいがある方が自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■ 障害福祉サービス等に係る体系





■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

福祉サービスを利用する場合、日中活動系サービスと居住系サービスの二つのサービスを組み合わせ、支給決定することができます。

相談支援事業所と十分連携し、障がい児者一人ひとりの利用目的にかなったサービス利用計画を作成し、サービス事業所との連絡、調整を図ります

<日中活動の場>

以下からサービスを選択

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）



<住まいの場>

- 共同生活援助（グループホーム）
- または
- 施設入所支援